

しろいガチャ運用方針

1 趣旨

この方針は、白井市（以下「市」という）の魅力をPRするために設置する「しろいガチャ」の円滑な運用を図ることを目的として、以下のとおり定める。

2 設置場所

市内公共施設等及び市が参加するイベント会場に設置するほか、カプセルを再利用するための回収箱も併せて設置する。

3 稼働時間

市内公共施設等に設置する場合は当該施設の開庁時間とし、イベント会場に設置する場合は当該イベントの開催時間とする。

4 使用料

1回100円とする。

5 収入

収入は、市の雑入として取り扱う。

6 管理者

市内公共施設等に設置する場合はシティプロモーション担当課、イベント会場に設置する場合はイベントの参加担当課とし、関係課等と管理内容（故障時対応も含む）を協議するとともに、カプセルの補充、回収等、適切な管理に努める。

7 利用者対応

- ①両替の要望があった場合は、原則として対応しない。
- ②しろいガチャ本体の不具合及び不良品を除き、返金、交換には応じない。

8 貸出

- ①他課が借用する場合は、別紙「備品借用願」をシティプロモーション担当課に提出する。
- ②市民団体等には貸出しない。

9 免責事項

- ①市は、過失がある場合を除き、利用者が「しろいガチャ」に起因して生じる損害について、その責任を一切負わないものとする。
- ②市は、予告なく「しろいガチャ運用方針」の見直し及び運用を中止する場合がありますものとする。

10 適用

この運用方針は、令和5年4月11日から適用する。